

福島原発事故による岩手県産農林水産物の放射能汚染をめぐる動向と課題 —2012年3月上旬までの経緯を踏まえて—

横 山 英 信

I はじめに

II 牛に係る放射能汚染をめぐる動向

- 1 牧草汚染をめぐる状況
 - (1) 滝沢村での暫定許容値を超える放射性セシウムの検出
 - (2) 県北西部における対応
 - (3) 県南での放射能汚染問題の発現
 - (4) その後の推移
 - (5) 飼料暫定許容値引下げへの対応問題
- 2 事故後稲わら問題と牛肉検査・牛肉出荷をめぐる状況
 - (1) 事故後稲わら問題の経緯
 - (2) 牛肉の出荷制限の発出・解除と牛肉検査
 - (3) 「長期出荷遅延牛」の発生
- 3 牛ふん堆肥の放射能汚染問題

III 食用農林水産物・飼料作物の検査体制と検査結果をめぐる動向

- 1 岩手県の食用農林水産物検査体制の概要
- 2 農協系統の対応
- 3 主要食用農林水産物の検査結果
- 4 飼料作物をめぐる状況
- 5 乾しいたけの暫定規制値超過をめぐる問題

IV 放射能汚染問題の畜産物取引への影響

V 放射能汚染物質の処理問題と農地除染をめぐる動向

- 1 牧草・稲わら・牛ふん堆肥等の処理問題
- 2 牧草地の除染対策について
- 3 県内農地土壌の放射性物質濃度分布検査の結果

VI 東京電力への損害賠償請求をめぐる動向

VII おわりに

I はじめに

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方から関東北部を中心とした広い範囲で東日本大震災を引き起こし、甚大な人的・物的被害をもたらした。

それは、岩手県内では直接的には三陸沿岸部の津波被害として集中的に現れ、水産業を中心とした地域の産業にも大きな打撃を与えた。その後、被災住民・自治体による地域再建に向けた取り組みや、各方面からの支援、国・県の支援施策がとられる中、沿岸部は一定程度の回復を見せている。同時に、地域再建に当たった様々な課題も明らかになってきており、これに対する国・県の適切な対応が求められている¹⁾。

一方、地震・津波による直接的な被害ではないが、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故は、福島県内はもちろんのこと、岩手県内にも深刻な放射能汚染被害をもたらしている。とくに岩手県産農林水産物から放射性物質が検出されていることは、食品の安全性確保のための諸規制措置や、いわゆる「風評被害」²⁾による販売価格の低下などを通じて、県内の農林水産業従事者に多大の経済的・精神的負担を強いている。それゆえ、岩手県産農林水産物の東日本大震災からの復旧・復興を考える際に、放射能汚染問題を無視することはできない。

岩手県内の農林水産物の放射能汚染の実態に関しては、岩手県による放射性物質の検査結果が県庁のウェブサイトで公表されているが³⁾、そこでは各検査ごとの結果が掲示されているだ

1) これについては、横山英信「岩手県沿岸部一地域の復旧・復興に向けた取り組みと課題」『日本農業年報58 農業・漁業をどう立て直すか一大震災・原発事故からの復旧の実態、復興の課題』農林統計協会、2012年1月、を参照のこと。

2) 政府が定めた暫定規制値以下であったにせよ放射性物質が実際に検出された農林水産物を実需者・消費者が買い控えたことで生じた損害について「風評被害」という語句を用いていいかどうかは議論があるところであろう。

この点について福島原発事故の損害賠償に係って設置された文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、その「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」において、まず「いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この指針で『風評被害』とは、報道により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を意味するものとする。」とした後、「いわゆる風評被害という表現は、人によって様々な意味に解釈されており、放射性物質等による危険がまったくないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービスの購入・取引を回避する不安心理に起因する損害という意味で使われることもある。しかしながら、少なくとも本件事故のような原子力事故に関して言えば、むしろ科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、原子力損害として賠償の対象となる。／このような理解をするならば、そもそも風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上もいまだ示されていない。また、この種の被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型であることは否定できない。／したがって、上記のような誤解を招きかねない点に注意しつつ、I) [先の「 」内の引用箇所—引用者] で定義した『風評被害』という表現を用いることとする。」としている。これは妥当な用法であろう。

本稿で「風評被害」という語句を用いる場合も、この原子力損害賠償紛争審査会が示した用法に基づく。

3) 岩手県の農林水産物の放射線量等の測定値は、岩手県のウェブサイトの「環境放射能に関する情報(福島第一・第二原子力発電所事故関係)」の中の「農林水産物等の放射線量等測定」の箇所では公表されている。

けであり、それだけでは放射能汚染の全体像を把握することはできない。また、福島原発事故による農林水産物の放射能汚染の実態とその影響については、福島大学の小山良太氏が福島県内の分析を行っているが⁴⁾、岩手県内のそれについては筆者の管見の限りでは分析を行った研究はまだ見当たらない。

以上を踏まえ、本稿は、11年3月11日の福島原発事故発生から12年3月上旬までの岩手県産農林水産物の放射能汚染をめぐる動向を把握・分析し、放射能汚染問題への対応課題の一端を明らかにすることを課題とする。

なお、本稿で示す農林水産物の放射性物質検査結果の数値は、とくに断らない限りは岩手県の公表資料に基づく。

II 牛に係る放射能汚染をめぐる動向

1 牧草汚染をめぐる状況

(1) 滝沢村での暫定許容値を超える放射性セシウムの検出

福島原発事故による放射能汚染問題は、同事故発生直後から岩手県内でも大きな関心を持って受け止められていたが、2011年3月22日に盛岡市の水道水から暫定規制値以下ではあるものの放射性ヨウ素と放射性セシウムが検出されたことは県民に大きな衝撃を与えた。そして、これを契機として放射能汚染に対する県民の不安は一挙に高まり、県産農林水産物の安全性への懸念も広がっていった。

このような中、民間事業者が行った放射性物質検査で、県内の公共牧場の牧草から粗飼料の暫定許容値である300Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されたため、岩手県は5月11日に「県北西部」1ヶ所（滝沢村＝岩手県農業研究センター畜産研究所）、「県北東部」2ヶ所（久慈市＝2つの公共牧場）、「県南」2ヶ所（金ヶ崎町＝農業大学校、住田町＝岩手県農業研究センター畜産研究所種山牧場）、計県内5ヶ所で牧草の検体を採取して検査を行った（岩手県は、国の指針に従い、農林水産物の放射能汚染調査に関して県内を大きく3つの地域に区分している。図1参照）。

その結果、すべての検体から放射性セシウムが検出され、とくに滝沢村の畜産研究所で採取されたものからは暫定許容値を超える359Bq/kgが検出された（後述するように、12年4月からは牧草の放射性セシウムの暫定許容値が100Bq/kgに引き下げられるため、100Bq/kgをもう1つの基準として着目すると、これを超えたのはもう1つ住田町の畜産研究所種山牧場の261Bq/kgであった）。なお、久慈市の公共牧場の1つからは放射性ヨウ素が1.78Bq/kg検出されたが、これは放射性ヨウ素の暫定許容値70Bq/kgを下回るものであった。

そして、これを初発として、以後、岩手県における農林水産物の放射能汚染問題が様々な面で生じていく。

(2) 県北西部における対応

滝沢村の牧草から暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されたことを受けて、岩手県は

4) 小山良太「原子力災害が福島県農業・農村に与えた影響」前掲『日本農業年報58』。

図1 農林水産物の放射能汚染調査に関する岩手県内の地域区分



注) 藤沢町は2011年9月26日に一関市に合併編入された。

136Bq/kgと一戸町の180Bq/kg), 滝沢村を除く県北西部について牧草利用自粛及び放牧見合わせの要請が解除された。

滝沢村については村内を3つのエリアに区分して再検査を行うこととされ、5月23日に行われた2エリアの検査ではいずれも放射性セシウムが暫定許容値を下回ったため(36Bq/kg, 20Bq/kg), この2エリアでは要請が解除された。残る1エリアについては牧草を刈り取り・保管した後、エリア内の3ヶ所で再生草の検査を隔週で行い、放射性物質の濃度が3回連続で暫定許容値を下回った場合に要請を解除することとした。

このように、5月末段階では牧草の放射能汚染問題は滝沢村だけで止まり、それも収束に向かうかに見えた。しかし、6月に入ると状況は大きく変化した。

(3) 県南での放射能汚染問題の発現

福島原発事故発生以降、岩手県は毎日1時間ごとに測定している空間放射線量率に変化があった際には農林水産物の放射性物質検査を行うことにしていたが、11年6月に入ってから県南の一関市で最大0.21 μ Sv/時という高い値の空間放射線量率が検出され、また、隣接する宮城県

11年5月13日に、県北西部の畜産農家に対して、今後実施する牧草の検査結果で利用可能であることが確認されるまでの間、原発事故後に収穫された牧草の乳用牛・肥育牛への利用自粛と放牧の見合わせを行うよう要請した。同時に県は、県北西部の6つの乳業施設(八幡平市=コールドセンター、二戸市=乳業工場、雫石町=乳業工場、葛巻町=乳業工場・コールドセンター、一戸町=乳業工場)の原乳と、出荷直前の露地レタス(県北西部の矢巾町と県南の花巻市)の検査を行ったが、こちらはすべてで放射性物質は不検出であった。

県北西部について5月18日に滝沢村を除く11市町村を対象として行われた牧草検査では、二戸市以外の市町村で放射性セシウムが検出されたが、いずれも暫定許容値を下回ったため(100Bq/kg超は盛岡市の

の栗原市と気仙沼市の牧草から暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されたことから、6月9日に県南の一関市と藤沢町（同年9月に一関市に合併編入）の公共牧場で牧草の検査を実施した。

その結果、一関市からは1010Bq/kg、藤沢町からは308Bq/kgと、いずれも暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されたため、県は一関市と藤沢町の畜産農家に対して、先の県北西部での要請と同様の要請を行った。そして、一関市と藤沢町を複数のエリアに区分して（一関市7エリア、藤沢町2エリア）、追加の牧草検査を行い、その結果が暫定許容値を下回ったエリアについては要請を解除するとした。同時に、一関市・藤沢町以外の県南12市町の牧草と県南の5つの乳業施設（大船渡市＝乳業工場、遠野市＝コールドセンター、一関市＝コールドセンター、金ヶ崎町＝コールドセンター、西和賀町＝乳業工場）の原乳についても検査を行うとした。

これらの検査はいずれも6月11日に実施され、その結果、牧草については一関市の7エリアすべてで放射性セシウムが検出、うち5エリアで暫定許容値を超え（488Bq/kg、584Bq/kg、612Bq/kg、362Bq/kg、655Bq/kg、なお1エリアは暫定許容値は下回ったものの128Bq/kg）、また、藤沢町も2エリアとも放射性セシウムが検出、うち1エリアで暫定許容値を超えた（909Bq/kg。他の1エリアは81Bq/kg）。また、両市町以外の12市町の牧草検査では、9市町から放射性セシウムが検出され、うち遠野市（327Bq/kg）、陸前高田市（406Bq/kg）、平泉町（587Bq/kg）、大槌町（624Bq/kg）の2市2町で暫定許容値を超えた（暫定許容値は超えなかったものの、大船渡市は276Bq/kg、奥州市は263Bq/kg、釜石市は285Bq/kg。西和賀町は不検出）。原乳については5施設中4施設で不検出、1施設（一関市）で放射性セシウムが検出されたが（24Bq/kg）、牛乳の暫定規制値200Bq/kgは下回った。

これを受けて、県は牧草が暫定許容値を超えた2市2町の畜産農家に対して先の一関市・藤沢町と同様の要請を行う一方、暫定許容値を下回った一関市の2エリア、藤沢町の1エリアについては要請を解除した。また、2市2町に対しては、今後各市町を複数のエリアに区分して追加の牧草検査を行い、暫定許容値を下回ったエリアについては要請を解除することにした。

また、原乳に関しては、今後、県南（先述の5箇所）に県北西部（先述の6箇所）・県北東部（岩泉町＝コールドセンター、洋野町＝コールドセンター）を加えた全県の13施設の原乳を定期的に検査することにした。

（4）その後の推移

上述の2市2町について、11年6月17日に先の検査対象エリア以外のエリアの検査が行われた。その結果、陸前高田市の1エリアを除くすべてのエリアで放射性セシウムが検出されたが、すべて暫定許容値を下回ったため（ただし、遠野市の1エリアでは100Bq/kg超の103Bq/kg）、県は6月11日に検査を行ったエリア以外のエリアで要請を解除した。一方、要請を継続している県南の一関市・藤沢町・平泉町・遠野市・陸前高田市・大槌町の一部エリアに対しては、先の滝沢村と同様、牧草を一旦刈り取るよう指導し、エリア内の3ヶ所で再生草の検査を実施して、3回連続して暫定許容値を下回った場合に要請を解除することにした。

その後、上記県南6市町と滝沢村については、当初は暫定許容値を超えるエリアも少なからずあったが、3回連続で暫定許容値を下回って要請が解除されるエリアが次第に増え（8月2日に大槌町が全域解除、8月18日に滝沢村が全域解除となる）、11年10月17日には、要請が継続しているのは、一関市5エリア（11年9月に一関市と合併編入した旧・藤沢町の1エリア含む）、遠野市1エリア、陸前高田市1エリア、平泉町1エリアの、計4市町8エリアにまで減少した（ただし、解除されたエリアのうち一関市の2エリアと大槌町の1エリアは、解除時点における放射性セシウ

ム濃度が100Bq/kgを超えていた)。その後は牧草の生育期から外れたため、12年3月上旬まで検査は行われていない。

(5) 飼料暫定許容値引下げへの対応問題

12年4月から一般食品の放射性セシウムの暫定規制値が100Bq/kgに、牛乳のそれが50Bq/kgに引き下げられることに対応して、12年2月に農林水産省は同じく4月から飼料の暫定許容値を従来の300Bq/kgから100Bq/kgに引下げることとした。これを受けて、岩手県は同年2月21日に、先の牧草検査で100Bq/kgを超えた市町村に対して11年産牧草の利用自粛を要請した。

これは県内の畜産農家に大きな負担をもたらしつつある。県南の一関市では全域・全牧草が利用自粛対象となったため、全畜産農家が牧草を購入せざるを得ない状況に追い込まれた。一関市東部（11年9月合併編入前の藤沢町と、05年9月合併編入前の千厩町・大東町・東山町・室根村・川崎村）を管内とするいわい東農協では、急遽、12年3月に1400 t、約8000万円の牧草を購入することにしたが、このペースで牧草購入が続くならば、管内の畜産農家には年間で約9億円の負担がかかることになる⁵⁾。

この牧草利用自粛は一関市を中心とする県南に止まらず、県北西部の盛岡市・滝沢村・一戸町にまで及んでおり、今後の岩手県の畜産全体に大きな不安を投げかけている。

2 事故後稲わら問題と牛肉検査・牛肉出荷をめぐる状況

(1) 事故後稲わら問題の経緯

2011年7月8日・9日に東京都で福島県南相馬市から出荷された肥育牛11頭から暫定規制値500Bq/kgを超える放射性セシウムが検出され、飼料として給与していた稲わらから暫定許容値300Bq/kgを大幅に上回る放射性セシウムが検出されたことをきっかけに、福島原発事故後に水田から収集された稲わら（以後、事故後稲わら）の放射能汚染問題が急浮上した。福島県ではその後も他地域で事故後稲わら（福島県産に加えて宮城県産も）が利用されていたことが判明し、同19日には宮城県が県内の畜産農家で事故後稲わらが利用されていたことを発表した。

このような中、岩手県は県内の畜産農家に対して、7月13日に事故後稲わらの利用を控えるように注意を促し、同16日には高濃度の放射性セシウムが懸念される他県産稲わらの利用自粛や、この稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛の要請を行った。

これと並行して岩手県は県内の事故後稲わらの利用状況を調査していたが、7月20日に、①県南の一関農林振興センター管内の畜産農家35戸（酪農14戸、肥育21戸）が事故後稲わらを保管し、うち22戸が既に牛に給与していた、②このうち肥育農家16戸について検体採取できた8戸の稲わらの放射性物質を検査したところ、5戸で暫定許容値を超える放射性セシウムが検出された、という結果を発表した。これを受けて、県は改めて県内の畜産農家に対して、事故後稲わらの給与自粛と給与された肥育牛の出荷自粛を要請した。また、肥育農家21戸について、「暫定許容値を超過した5戸」と「検体採取できなかった8戸のうち肥育牛の出荷実績のない1戸を除く7戸」の計12戸から肥育牛81頭が出荷されていることを確認したとして、県は農林水産省及び厚生労働省を通じて、関係する自治体に情報提供し、流通状況の確認、及び当該牛肉に係る放射性物質の検査の実施について依頼するとした。

5) いわい東農協への聞き取り調査（2012年3月8日）。

同25日には、国からの依頼で県が行っていた「原発事故後に水田から収集された稲わらの取扱状況に関する全県検査結果について」の中間報告が発表され、①事故後稲わらを給与あるいは敷料として利用していた農家戸数は、先の一関農林振興センター管内の22戸と併せ、畜産農家全体で162戸〔2.2%〕、うち酪農31戸〔2.7%〕、肥育37戸〔8.3%〕、繁殖94戸〔1.6%〕（〔 〕内は県の当該分類農家総数に占める比率）、②事故後稲わら利用農家162戸のうち県内産利用は147戸、他県産利用は15戸（宮城県産9戸、青森県産6戸）、③県内の稲作農家から事故後稲わらが畜産農家に供給された事例は34件で、すべて県内の畜産農家への供給（酪農5件、肥育12件、繁殖17件）、という内容が示された。

そして、県として、①肥育牛については事故後稲わらの給与や給与した肥育牛の出荷の自粛を求める、②乳用牛については定期的な原乳検査で安全性を確認する、③繁殖牛については食肉として出荷する際に牛肉中の放射性物質の濃度を推計して安全を確認する、という方針を打ち出した。

中間報告後、8月から9月にかけてさらなる検査が行われ、9月8日に最終結果が公表された。それによると、岩手県全体で事故後稲わらを利用して畜産農家は254戸（肥育59戸、酪農67戸、繁殖128戸）、うち事故後稲わらが暫定許容値を超えた農家は86戸（肥育19戸、酪農16戸、繁殖51戸）、事故後稲わらの検体採取ができなかった農家は68戸（肥育18戸、酪農17戸、繁殖33戸）であり、両者の合計154戸のうち50戸（肥育32戸、酪農11戸、繁殖7戸）から531頭（肥育509頭、酪農15頭、繁殖7頭）がと畜場へ出荷されていた。なお、と畜場へ出荷された531頭については、11年12月23日現在、と畜処理前死亡1頭と食肉検査による全部廃棄3頭を除く527頭のうち、検査済みが194頭、検査未実施が333頭であり、検査済み194頭のうち暫定規制値超過が16頭、暫定規制値以下が178頭となっている。

県としては、県内の全畜産農家を対象とした検査はこれで終了し、今後は肥育農家に対して適切な飼養管理の徹底のための定期的な立入検査（約3ヶ月に1度）を行うとともに、出荷制限の一部解除に係る全戸検査（後述）において牛肉から放射性物質が検出された場合に、原因究明するための立入検査を行うとした。

（2）牛肉の出荷制限の発出・解除と牛肉検査

事故後稲わらに関しては、8月1日に政府の原子力災害対策本部が岩手県に対して牛の出荷制限命令を発出し、これによって岩手県内で飼養されている牛の県外への移動〔12月齢未満を除く〕及びと畜場への出荷が差し控えられることになった。

この出荷制限は8月25日に一部解除され、これ以降は一部解除に当たって県が政府に提出した「出荷・検査方針」に基づいて、①事故後稲わらの処分などの適切な飼養管理の徹底、②事故後稲わらを給与した畜産農家のすべての牛の放射性物質の検査（全頭検査）とそれ以外の農家の1戸当たり1頭の検査（全戸検査）、を実施することになった。ただし、②についても、後述する農協の自主検査によって事故後稲わらを給与していない農家の牛も実質的には全頭検査が行われている。

出荷制限の一部解除後の検査で、放射性セシウムが暫定規制値を超えた牛は7頭出ている。産地別に見ると県南の一関市が5頭（11年9月に2頭〔検査値は非公表〕、同10月に1頭〔529Bq/kg〕、同12月に2頭〔738Bq/kg、586Bq/kg〕）、同じく金ヶ崎町が1頭（11年9月、検査値は非公表）、県北西部の盛岡市が1頭（12年1月、562Bq/kg）となっていて、県南での発生が多い。なお、9月の検査で暫定規制値を超えた一関市と金ヶ崎町の3頭については、岩手県の資料で事故後稲わらを給与された牛かそれ以外の牛かが公表されており、それによると一関市の2頭には事故後稲

わらが供与されていたが、金ヶ崎町の1頭はそうではなかった。これは、牛肉の暫定規制値超過が事故後稲わらのみに起因するものではないことを示唆するものである。

(3) 「長期出荷遅延牛」の発生

事故後稲わら問題に係っては、「長期出荷遅延牛」も発生している。これは、県と農協系統の指導の下、事故後稲わらの利用可能性が高い肥育牛について、利用された事故後稲わらの放射性セシウム濃度の推定値を基に、その半減期を勘案して、食肉中の放射性セシウム濃度が暫定規制値を下回るようになると推定される日まで出荷を延期するものである。実際には出荷可能とされる推定値は暫定規制値よりも低い値で設定されてきており、現在は、暫定規制値が12年4月に100Bq/kgに引き下げられることを見込んでこれに対応したものになっている。

一関市では12年1月1日以降3月31日まで肥育牛の「長期出荷遅延牛」は最大で76頭になることが見込まれている⁶⁾。出荷遅延は、飼養農家に飼料代・飼育場所の負担をかけるものになるため、一関市では市内に集中保管施設として空き牛舎を確保し、市内の農協と委託契約を締結し、11年11月から順次肥育農家からの移動を開始した。また、同市では長期出荷遅延牛を抱える農家のうち2戸が簡易畜舎（ハウス畜舎）の整備を希望していることから、岩手県の補助事業である「いわて未来農業確立総合支援事業」（11年度～12年度）を利用して整備することになっている。

出荷延期については和牛繁殖雌牛・乳牛の廃用牛についても同様である。これについて岩手県は各畜産農家に対して、①各農家で出荷延期期間も飼養する場合は、代替飼料、給与状況の確認を徹底、②県の集中管理施設（盛岡市、金ヶ崎町）に移動、③安楽殺、④各農家で廃用牛の出荷を中止して飼養を継続、のいずれかを選択してもらうとしている（一関市では原則として①は実施しないことにしている）。

3 牛ふん堆肥の放射能汚染問題

事故後稲わら問題に関連して、農林水産省は2011年7月28日に「高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排泄物等の当面の取扱いについて」を發出し、事故後稲わらが給与等された牛ふん堆肥について、放射性セシウムの暫定許容値を400Bq/kgに設定し、この値以下であることが確認されない限りは利用や譲渡は行えないとする指針を發出した。

8月1日には暫定許容値400Bq/kgが堆肥一般に拡大され、この値を超えないことが確認できるまでは堆肥の利用・流通を制限するとされた。さらに、8月5日には堆肥の検査方法が定められ、利用・流通の制限の解除要件として、「個別の検査」の他、「県が行う抽出検査（1市町村当たり3点）」の結果が暫定許容値以下となることが示された。

これを受けて岩手県では、県内の牛ふん堆肥の利用・流通の制限解除に向けて、先の牧草検査で放射性セシウム濃度が300Bq/kgを超えた県南の一関市・藤沢町・平泉町・陸前高田市・遠野市・大槌町と県北西部の滝沢村の7市町村を対象として、8月11日・12日に、各市町村の牛ふん堆肥3検体について放射性セシウム濃度を測定した。

その結果、遠野市、陸前高田市、大槌町、滝沢村では、3検体のうち少なくとも1検体から放射性セシウムが検出されたが（検出値の最大は平泉町の300Bq/kg、最低は大槌町の40Bq/kg）、すべて暫定許容値以下であったため、この4市町については牛ふん堆肥の利用・流通の制限が解

6) 「長期出荷遅延牛」をめぐる叙述は岩手県一関農林振興センター資料に基づく。

除された。一方、一関市（1100Bq/kg, 600Bq/kg, 300Bq/kg）、藤沢町（1100Bq/kg, 900Bq/kg, 100Bq/kg）、平泉町（1800Bq/kg, 300Bq/kg, 100Bq/kg）については、少なくとも1検体の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えたことから、利用・流通が継続されることになった。

この3市町については、8月29日に肥育農家・酪農家を対象として再度検査が行われ、藤沢町（3検体とも不検出）と平泉町（200Bq/kg, 100Bq/kg, 不検出）は3検体とも暫定許容値以下であったため、同2町の肥育農家・酪農家が製造する堆肥の利用・流通の制限が解除された。一関市は3検体中2検体で暫定許容値を超えたために（3300Bq/kg, 500Bq/kg, 100Bq/kg）、制限が継続されることになった。9月5日には一関市の肥育農家・酪農家を対象に3回目の抽出検査が行われ、3検体とも暫定許容値以下となったため（2検体が200Bq/kg, 1検体が不検出）、同市の肥育農家・酪農家が製造する堆肥の利用・流通の制限が解除された。

これによって、牛ふん堆肥の利用・流通が制限されているのは、一関市・平泉町・藤沢町の繁殖農家と、事故後稲わらを利用した畜産農家だけとなった。このうち、事故後稲わらを利用した牛ふん堆肥について、岩手県は9月5日から、事故後稲わらを利用した畜産農家全254戸から生産される牛ふん堆肥に含まれる放射性物質の検査を実施した。その結果、検査が終了した115戸について、放射性セシウム濃度が暫定許容値以下であった93戸の制限を解除したが、22戸（一関市16戸、奥州市2戸、花巻市2戸、遠野市1戸、平泉町1戸で、すべて県南）は暫定許容値を超えたために制限を継続することにした。その後は冬期に入ったため、12年3月上旬まで新たな検査は行われていない。

Ⅲ 食用農林水産物・飼料作物の検査体制と検査結果をめぐる動向

1 岩手県の食用農林水産物検査体制の概要

食用として直接消費される農林水産物について、岩手県は2011年5月半ばから出回り期の農林水産物を対象として随時検査を行ってきた。その後、8月4日の厚生労働省通知「農畜水産物等の放射性物質検査について」を受けて本格的な検査計画が策定されることになり、8月24日に11年8月～10月分が、10月28日に11年11月～12年1月分が、12年1月30日に12年2月～3月分が、それぞれ発表された。収穫期の違いから各期で検査対象となる品目は異なる。以下、この検査計画の概要を見ておこう。なお、牛については先述したように「出荷・検査方針」に基づいた別途の対応が行われている。

【11年8月～10月期】

対象品目は米、麦、野菜・果樹、畜産物、特用林産物、水産物

- 米——県が実施した空間放射線量率（地上1m）の検査の最大値が $0.1\mu\text{Sv}/\text{時}$ （小数点以下第2位を四捨五入した値）を超える市町村（「特定市町村」）。具体的には県南の一関市・藤沢町・平泉町・奥州市・陸前高田市）を対象として収穫前に予備検査を行い、全市町村を対象として収穫後に本検査を行う。
- 麦——主要産地市町村と特定市町村を対象として検査を行う。
- 野菜・果樹——主要な野菜・果樹について、主要産地市町村及び特定市町村を対象として出荷時期前に検査を行う。
- 畜産物——原乳は冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象として月2回検査を行う。豚・鶏・鶏

卵は主要産地市町村を対象に10月下旬に検査を行う。

- 特用林産物——主要な特用林産物について、主要産地市町村を対象として出荷時期前に検査を行う。
- 水産物——岩手県沖海域で漁獲される主要な回遊性魚種及び沿岸性魚種について、同海域を対象として漁獲時期に月1回検査を行う。ただし、県内の漁業団体や県内の産地魚市場が適正な方法で検査を実施している場合はこれらをもって県の検査に代えることがある。

【11年11月～12年1月期】

対象品目は大豆、果樹、畜産物、特用林産物、水産物

- 大豆——特定市町村及びその他の地域（各農協の区域ごと）を対象として出荷時期前に検査を行う。
- 果樹、畜産物、特用林産物、水産物の検査方法は前期と同様である。

【12年2～3月期】

対象品目は畜産物、特用林産物、水産物で、検査方法はいずれも前期と同様である。

2 農協系統の対応

農畜産物の放射能汚染問題に対して、岩手県の農協系統は8月に「J Aいわてグループの『食の安全・安心対策』—農畜産物の自主検査体制の構築について—」（J A岩手県農対本部，J A岩手県中央会，J A全農岩手県本部）を発表した。

そこでは、県産農畜産物の安全性を積極的に発信するために「安全・安心」確立対策が急務になっており、国・県に対して放射性物質の検査体制の強化を強く要請してきているものの、十分な対応になっていないとして、県との連携の下で農協系統として自主検査体制を構築するとし、農協系統が取り扱う農畜産物、農協に出荷する畜産物を飼育するための飼料作物とそれらを生産する圃場の土壌を検査対象にするとした（原乳・豚・鶏・鶏卵，原木しいたけなどについては県の検査に委ね，自主検査は行わないとした）。

そして、この自主検査については、①岩手県が国から求められた農林水産物の検査計画の予備的・補完的検査として位置づけ、県が行う検査との整合性を十分に取る、②検査結果については農協系統として管理し、品目毎の暫定許容値・暫定規制値に対して一定の水準を超えた場合は県による精密検査を行い、その結果によって県の指示に従う、③検査機器購入費用・検査費用等は最終的に東京電力への損害賠償請求とする、とした。

各品目の自主検査体制の特徴を見ると、①肉用牛・乳牛では、県の「出荷・検査方針」に対応して、岩手畜産流通センターと畜分の簡易検査を行う（＝実質的な全頭検査）、②米では、県が行う予備検査・本検査に加え、1950年当時の旧市町村単位約150ヶ所の坪刈による集荷前検査を実施するとともに、県下約600ヶ所の農協系統の全倉庫・ントリーエレベーターでの出荷前簡易検査を実施して簡易検査の結果500Bq/kgを超えた際には直ちに県の精密検査に回し、県の指示があるまでは当該倉庫の出荷は保留にする、③野菜・果樹では、主要な品目について主要市町村及び特定市町村を対象として出荷前検査を実施する（ただし、野菜は県の検査で放射性物質が検出されていないため、農協系統の自主検査は行わないとした）、④飼料作物では、県の検査（後述）に従い、検査の結果300Bq/kgを超えた際には直ちに出荷を自粛する、⑤堆肥では、

県が行う検査に加えて、畜産・酪農家全戸を対象とした簡易検査を行い、簡易検査の結果400Bq/kgを超えた際には直ちに使用自粛を要請する、となっている。

ここでは、正確な検査は県に委ねるものの、消費者・取扱業者に岩手県産農畜産物の「安全・安心」をアピールするために、できる限りの検査体制をとっていくという、農協系統の姿勢が現れている。

3 主要食用農林水産物の検査結果

それでは、岩手県が行った主要食用農林水産物の検査結果を見ておこう。

- 米——2011年9月11日に行われた予備検査で県南の一関市で放射性セシウムが検出されたが(27Bq/kg)、暫定規制値を下回り、9月8日～26日に行われた本検査ではすべての米で放射性物質は不検出であった。
- 麦——8月3日～5日に行われた検査で、県南の一関市(小麦10Bq/kg)と奥州市(小麦12Bq/kg、六条大麦76Bq/kg)で放射性セシウムが検出されたが、いずれも暫定規制値を下回った。
- 野菜・果樹——8月～12月に、きゅうり、トマト、ピーマン、なす、ねぎ、だいこん、さといも、りんご、ぶどう、春菊、はくさい、いちごの検査が行われたが、すべてで放射性物質は不検出であった。
- 畜産物——豚・鶏・鶏卵では放射性物質はすべて不検出であった。原乳では、県内13乳業施設を対象とした検査で、9月から12月までの間に毎回ではないものの、県南の一関市・遠野市・大船渡市・西和賀町の施設で放射性セシウムが検出されたが(7.2Bq/kg～19.7Bq/kg)、すべて暫定規制値を下回った。12年に入ってからはしばらくは県南の施設では不検出が続いていたが、3月上旬の検査において一関市の施設から暫定規制値を下回るものの放射性セシウムが検出された(7Bq/kg)。県北西部と県北東部の施設では放射性物質は1回も検出されていない。

なお、これに関して、県南の酪農団体は、原乳の放射性物質検査で「不検出」を確実にするために、指定生産者団体から配分される乳代補填金を利用して放射性物質に汚染されていない粗飼料の供給を行う「東日本大震災農業生産対策交付金(粗飼料供給)」の事業に取り組んでいる。これは、集乳路線ごとの放射性物質検査において原乳から10Bq/kg以上が検出され、牧草の戸別検査において61Bq/kg以上300Bq/kg以下となった農家を対象とするものであり、一関市のコールドセンターでは集乳路線を検査してこれに当てはまる農家23戸に対して12年1月13日から3月31日までの間に粗飼料を供給して経費を負担するとした⁷⁾。

- 大豆——岩手県では10月23日に「県産大豆の放射性物質検査の実施について」を發出し、生産者に対して検査結果が判明するまでの間は出荷を自粛するよう要請した。同時に、10月21日～26日に、特定市町村については各市町村ごと、その他の地域では各農協のエリアを区域として、検査を行った。その結果、県南の一関市の3ヶ所中2ヶ所(11年9月合併前の旧・一関市で44Bq/kg、合併前の旧・藤沢町で96Bq/kg)と陸前高田市(25Bq/kg)、及び県北西部の盛岡市(64Bq/kg)で放射性セシウムが検出されたが、い

7) 岩手県一関農林振興センター資料による。

ずれも暫定規制値を下回ったため、県内全域で出荷自粛が解除された。

- 特用林産物——菌床シタケについては11年8月28日～30日に県北東部の久慈市・岩泉町、県南の一関市で検査が行われ、全ての検体で放射性物質は不検出であった。また、同3市町を対象として10月31日～11月1日、12月19日～21日にも検査が行われたが、いずれも放射性物質は不検出であった。

施設栽培原木生しいたけも同じ11年8月28日～30日に県北東部の洋野町、県北西部の矢巾町、県南の奥州市を対象に検査が行われ、放射性物質は不検出であった。10月31日～11月1日に行われた同3市町の検査では3市町すべてで放射性セシウムが検出され（洋野町83.4Bq/kg、矢巾町7.91Bq/kg、奥州市169.4Bq/kg）、12月19日～21日の検査でも3市町すべてで放射性セシウムが検出されたが（洋野町31.5Bq/kg、矢巾町7.5Bq/kg、奥州市81.4Bq/kg）、いずれも暫定規制値を下回った。

露地栽培原木生しいたけについては、10月17日～18日に県北東部の洋野町・山田町、県南の一関市を対象に行われた検査で、山田町（24.31Bq/kg）と一関市（287Bq/kg）で放射性セシウムが検出されたが、暫定規制値を下回った。また、11月15日～17日に県北東部の普代村、県南の花巻市と大槌町を対象に行われた検査では、普代村（18.2Bq/kg）、花巻市（43Bq/kg）、大槌町（83.9Bq/kg）すべてで放射性セシウムが検出されたが、いずれも暫定規制値を下回った。

野生きのこについては、9月8日～9日に県北東部の岩泉町と県北西部の八幡平市でマツタケの検査が行われ、岩泉町（8Bq/kg）と八幡平市（33Bq/kg）双方で放射性セシウムが検出されたが、どちらも暫定規制値を下回った。また、9月23日～28日にはマイタケ（北上市）、ヤマブシタケ（奥州市）、マスタケ（久慈市）、シャカシメジ（雫石町、奥州市、一関市）の検査が行われ、県南の一関市のシャカシメジから放射性セシウムが検出されたが（31Bq/kg）、暫定規制値を下回った。

しかし、後述するように、12年2月9日～13日に行われた露地栽培原木乾しいたけの検査では暫定規制値を大幅に超える放射性セシウムが検出され、県南のしいたけ農家に大きな衝撃を与えることになった。

- 水産物——9月に検査が開始されて以降、暫定規制値を超える放射性物質が検出された検体はない。ただし、放射性物質の検出状況は魚種によって明確に分かれている。放射性物質がまったくあるいはほとんど検出されない魚種は、スルメイカ、秋サケ（1回だけ12月12日に大船渡市沖で採取された検体から0.51Bq/kgの放射性セシウムが検出）、サンマ（1回だけ11月27日に釜石沖で採取された検体から0.37Bq/kgの放射性セシウムが検出）などがあり、頻繁に検出される魚種は、ブリ、ゴマサバ、サワラ、マダラ、スケトウダラなどである。
- そば——先述の検査計画には含まれていなかったが、産地として消費者に安全な農産物を提供するためとして10月13日に県北西部の紫波町、同14日に県北西部の八幡平市と盛岡市、同20日に県南の奥州市、同25日に県北東部の久慈市について検査が行われ、いずれの検体からも放射性物質は検出されなかった。
- 川魚——検査計画には含まれていなかったが、安全な水産物を提供するという観点から、12年2月15日～19日に県南の一関市内の砂鉄川（ウグイ、ヤマメ）と陸前高田市内の矢作川（ウグイ、イワナ、ヤマメ）で検査が行われた。その結果、すべての検体から放射性セシウムが検出されたが（最高は砂鉄川のウグイの240Bq/kg、最低は矢作川のヤマメの88Bq/kgで、5検体中4検体で100Bq/kgを超えた）、暫定規制値を下回った。

以上、岩手県の主要食用農林水産物は、現在のところ、露地栽培原木乾しいたけと先述の牛を除いた品目ですべて暫定規制値を下回っており、これらについては安全性に問題はないとされている。ただし、12年4月からの一般食品の放射性セシウム暫定規制値の100Bq/kgへの引下げによって、食用農林水産物の生産・販売をめぐる新たな状況が生じることが予想される。

4 飼料作物をめぐる状況

岩手県は食用として直接消費される農林水産物に加え、2011年8月末からは飼料作物についてもその安全性を確認するため、県内の広い範囲で放射性物質検査を開始した。飼料作物の放射性セシウムの暫定許容値は300Bq/kgであるが、粗飼料のそれは水分含有量80%での換算値である。以下で示す検出値も粗飼料については換算値である。

8月26日～9月14日に県北東部の洋野町・野田村・久慈市、県北西部の盛岡市・滝沢村・雫石町・矢巾町・紫波町、県南の花巻市・北上市・金ヶ崎町・遠野市・奥州市・西和賀町・平泉町・一関市を対象に行った飼料用稲（ホールクroppサイレージ）の検査では、県北西部の雫石町（2.0Bq/kg）と、県南の奥州市（16.9Bq/kg）、一関市（1.3Bq/kg, 8.8Bq/kg, 1.9Bq/kg）、平泉町（12.9Bq/kg, 112.0Bq/kg）で放射性セシウムが検出された。ただし、それらはすべて暫定許容値を下回った。他の市町は不検出であった。

8月31日～10月11日に陸前高田市・大船渡市を除く県下市町村で行われた飼料用トウモロコシの検査では、県南の一関市（7.5Bq/kg）と平泉町（7.9Bq/kg）から放射性セシウムが検出されたが、暫定許容値を下回った。他の市町村は不検出であった。

9月1日～26日に県北東部の岩泉町・宮古市、県北西部の岩手町・盛岡市・雫石町・矢巾町・紫波町、県南の花巻市・大槌町・釜石市で行われたソルガム（岩泉町はえん麦も）の検査ではすべての検体で放射性物質は不検出であった。

9月12日～11月4日には県下全市町村で稲わらの調査が行われた。ここでは県南の金ヶ崎町（6.7Bq/kg）、奥州市（8.2Bq/kg）、平泉町（9.2Bq/kg）、陸前高田市（13.0Bq/kg）、大船渡市（9.5Bq/kg）、釜石市（3.5Bq/kg）で放射性セシウムが検出されたが、暫定許容値を下回った。他の市町村では不検出であった。

また、10月5日～11月2日には、県北東部の洋野町・久慈市・岩泉町・宮古市、県北西部の軽米町・二戸市・葛巻町・岩手町・盛岡市、県南の花巻市・奥州市・平泉町で9月22日の台風15号で冠水した水田から収集された稲わらの検査が行われ、県南の奥州市（19.0Bq/kg, 14.7Bq/kg, 31.3Bq/kg）、平泉町（12.7Bq/kg）、一関市（3.8Bq/kg, 21.7Bq/kg）で放射性セシウムが検出されたが、暫定許容値は下回った。

以上で、11年産の飼料作物の放射性物質検査が終了し、すべての検体で暫定許容値を下回ったことにより、県内産の飼料作物はすべて利用が可能とされた。ただし、今後、12年4月からの飼料の暫定許容値の100Bq/kgへの引下げによって、先述のようにすでに利用に支障が生じている牧草と同様、飼料作物の利用にも影響が出ることが考えられる。

5 乾しいたけの暫定規制値超過をめぐる問題

先に見たように、岩手県の検査において、菌床しいたけでは放射性物質は検出されず、また、施設栽培原木生しいたけと露地栽培原木生しいたけでは放射性セシウムが検出された検体があったものの、すべてが暫定規制値を下回っていた。これを受けて、これらのしいたけについ

ては生産者からの出荷も行われていた。

しかし、露地栽培原木乾しいたけについては、水分含有量が低いために放射性セシウムの検出値が暫定規制値（500Bq/kg）を超える可能性が大きく、そのため、全農岩手県本部では11年8月から空間放射線量率の高い地域の乾しいたけの出荷自粛を行い、岩手県森林組合連合会も独自の検査を行って暫定規制値を超えたものの出荷を取りやめていた。

しかし、これによって一関市では12年1月時点で市内の農協・森林組合を合わせた乾しいたけの在庫は約9.6 tにも積み上がった。同市内の農協・森林組合の乾しいたけの販売量は09年度で32.6 t（販売額1億4730万円）、10年度で37.9 t（同1億6310万円）であったから、10 t 近い在庫は生産者にとって大きな打撃となっていた⁸⁾。

また、10月16日に農水省生産局・林野庁が「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」を發出し、きのこ原木と菌床用培地の放射性セシウムの上限指標値を150Bq/kgに設定したことを受けて、一関市ではしいたけ原木の検査が行われたが、33検体のうち12検体で指標値を超える放射性セシウムが検出されたため（50Bq/kg以下13、50Bq/kg超150Bq/kg以下9、150Bq/kg超500Bq/kg以下10、500Bq/kg超2）⁹⁾、生産者の間で不安が高まっていた。

そのような中、12年1月28日～30日に、県北東部の洋野町・宮古市、県南の花巻市・奥州市・平泉町・一関市・大船渡市で行われた露地栽培原木乾しいたけの検査において、すべての検体から放射性セシウムが検出され（洋野町127Bq/kg、宮古市48Bq/kg、花巻市316Bq/kg、奥州市1393Bq/kg・339Bq/kg、一関市2880Bq/kg・2430Bq/kg、平泉町・一関市1684Bq/kg、大船渡市1691Bq/kg）、奥州市・平泉町・一関市・大船渡市の検体は暫定規制値500Bq/kgを大きく上回った。これを受けて、岩手県は奥州市・平泉町・一関市・大船渡市と、全農岩手県本部・岩手県森林組合連合会に対して、乾しいたけの出荷自粛要請及び自主回収要請の文書を發出した。

岩手県産の乾しいたけについては、「風評被害」によって11年9月頃から取引価格が下がり始めていたが（11年8月までkg当たり4000円台であった入札取引平均価格が9月には3000円台前半、10月には2000円台前半に落ち込んだ）¹⁰⁾、今回の検査結果はこれにさらに追い打ちをかけるものになった。

乾しいたけについては、12年4月からは水に戻した状態で放射性物質濃度を検査することになることから、検査値は従来よりかなり低くなることが予想されるが、一方で一般食品の放射性セシウムの暫定規制値が100Bq/kgに引き下げられることを考えると、県南の乾しいたけをめぐる状況は今後も厳しさが続くことが予想される。

IV 放射能汚染問題の畜産物取引への影響

先述した牧草汚染や事故後稲わらの問題は、県南の畜産業に大きな影響を与えた。

表1は、いわい東農協（先述のように一関市東部を管内とする）の2010年3月～11月及び11年3月～11月の畜産部門販売実績を示したものである。わかるように、11年3月～11月の販売数量の対前年同期比は、牛乳89.4%、肥育牛82.6%、和牛子牛94.3%、和牛成畜45.5%、乳牛成畜

8) 一関市の乾しいたけをめぐる状況については、一関市役所及び乾しいたけ出荷団体への電話での聞き取り調査（2012年2月15日・16日）に基づく。

9) 岩手県一関農林振興センター資料による。

10) 全農岩手県本部資料。

表1 いわい東農協の2010年及び2011年の畜産部門販売実績（3月～11月）

	販売数量 (牛乳はt, 他は頭)			平均単価 (牛乳は円/kg, 他は円/頭)			販売金額 (千円)		
	2010年	2011年	2011/2010	2010年	2011年	2011/2010	2010年	2011年	2011/2010
牛乳	10,807	9,665	89.4%	97.6	98.8	101.2%	1,054,849	955,282	90.6%
肥育牛	562	464	82.6%	730,362	618,412	84.7%	410,463	286,943	69.9%
和牛子牛	1,776	1,675	94.3%	366,508	362,585	98.9%	650,919	607,330	93.3%
和牛成畜	431	196	45.5%	227,276	250,786	110.3%	97,956	49,154	50.2%
乳牛成畜	195	144	73.8%	137,864	161,278	117.0%	27,059	23,224	85.8%
スモール	359	304	84.7%	40,309	36,836	91.4%	14,471	11,198	77.4%
交雑種	276	312	113.0%	120,544	91,369	75.8%	33,270	28,507	85.7%
畜産物合計	-	-	-	-	-	-	2,439,218	2,077,875	85.2%

(出所) いわい東農協資料より作成。

73.8%, スモール84.7%, 交雑種113.0%となっており, 交雑種以外は前年を下回っている。ここには出荷自粛の影響が端的に現れている。また, 価格を見ると, 和牛成畜と乳牛成畜は平均単価が上昇しているものの(ただし, これは出荷規制の下で販売頭数が大きく減少したことによるものと考えられる), 肥育牛, 和牛子牛, スモール, 交雑種は平均単価が下がっている。これらは「風評被害」によるところが大きいと見られる。その結果, いわい東農協の11年3月～11月の畜産部門販売実績は20億7787万5000円と, 前年同期の24億3921万8000円の85.2%まで落ち込んだのである。

このような動向は全農岩手県本部でも同様である。表2は同本部の牛販売状況を示したものである。これを見ると, 和牛雌・和牛去勢について11年4月～11月の販売数量・平均単価はともに前年同期の8割台に落ち込んでおり(系統利用率も落ちているが, 5.5ポイントの減少に止まっているのであるから, この影響はそれほど大きくないと考えられる), その結果, 同本部の11年4月～11月までの牛販売金額は13億6303万5000円と, 前年同期の18億2652万8000円の74.6%にまで減少したのである。

表2 全農岩手県本部の2010年・2011年の牛販売実績（4月～11月）

	販売数量(頭)			平均単価(円/頭)			販売金額 (千円)		
	2010年	2011年	2011/2010	2010年	2011年	2011/2010	2010年	2011年	2011/2010
和牛 雌	1,076	907	84.3%	700,301	624,663	89.2%	753,524	566,570	75.2%
和牛 去勢	1,272	1,079	84.8%	841,249	737,053	87.6%	1,070,069	793,806	74.2%
短角 雌	0	4			113,555		0	454	
短角 去勢	0	16			99,373		0	1,590	
交雑 雌	2	0		565,757			1,132	0	
交雑 去勢	3	1	33.3%	601,311	615,195	102.3%	1,804	615	34.1%
合計	2,353	2,007	85.3%	-	-	-	1,826,528	1,363,035	74.6%
系統利用率	59.1%	53.6%							

(出所) 全農岩手県本部資料より作成。

V 放射能汚染物質の処理問題と農地除染をめぐる動向

1 牧草・稲わら・牛ふん堆肥等の処理問題

先に牧草・稲わら・牛ふん堆肥等の放射能汚染問題について触れたが, 現在これらの処理に係る問題が発生している。

2012月1月現在, 一関市では, 利用自粛が要請されている牧草の保管量は1600 t, 事故後稲わらは389 t (一関市試算でこのうち326 tが放射性セシウム濃度3000Bq/kg超), 牛ふん堆肥は

6305 t となっており、それぞれ当該物を生産した74戸、80戸、87戸の農家で保管されている¹¹⁾。

このうち、事故後稲わらについて、一関市は11年10月から放射性セシウム濃度が3000Bq/kgを超える326 tを市内の4ヶ所に集約保管することを提案・検討してきたが、保管候補地周辺の住民の反対が強いこともあり、集約保管は難しい状況となった。これを受けて、11年12月末に一関市長が集約保管だけではなく戸別保管も選択肢にするという方針を表明し、集約保管は事実上断念された。そして、その後は、事故後稲わらを保管している農家にそれを継続して管理してもらうこととし、各農家に保管用のパイプハウスやコンテナの建設を行う作業が進められている（事故後稲わらは焼却灰の段階で放射性セシウム濃度が8000Bq/kg以下になれば一般廃棄物として処理が可能とされている）。

牧草については、一関市はまず、独自の管理基準（焼却灰中の放射性セシウム濃度5600Bq/kg以下）を設定して、地域住民の理解を得た下で試験焼却を行った。その結果、焼却灰の放射性セシウム濃度が管理基準を下回ったため、同市は利用自粛牧草を12年2月から2年間かけて焼却する案を市の公害防止対策協議会に提示し、焼却場周辺の住民説明会を行った上で、12年2月6日から1日当たり概ね5 tのペースで焼却処分を行っている。

牛ふん堆肥については、その集中保管をするべく、一関市は市内の有機肥料センター敷地内に一次保管場所（比較的簡易な堆肥盤）と二次保管場所（堆肥舎）の建設を開始した。その上で、対象農家に対して、①堆肥舎に運搬しての保管、②農家段階での簡易な一時保管（10割補助）、③堆肥に用いた事故後稲わらが生産された圃場への還元施用（国が打ち出した方針で、同一圃場内での物質循環となるために放射性物質の濃度は変わらないという理屈に基づく。ただし、1 t/10aが上限）、という3つのどの処理方法を選択するかを意向確認している。

このように、牧草・稲わら・牛ふん堆肥のいずれも、その最終処分まではまだ時間がかかる見込みとなっている。

2 牧草地の除染対策について

先述のように、岩手県内の牧草地の放射性セシウム濃度は次第に低減していったが、11年10月17日以降も県南の4市町8エリアでは牧草の利用自粛がかかり、とくに一関市では市内9エリア中5エリアが自粛の対象になってきた。このため、一関市では根本的対策として牧草地の除染が求められた¹²⁾。

これを受けて、一関市では「牧草地再生対策事業」を設置して、利用自粛が解除されていないエリア、3番草から解除されたエリア、そして戸別検査で暫定許容値（300Bq/kg）を超えた農家の牧草地について、プラウ耕と砕土・整地を行って表層土の放射性物質濃度の低減対策を行うことにした。また、12年の春には単年牧草、秋には永年牧草を播種して、草地の回復を図ることも打ち出した。

これに関しては、11年12月に市内の酪農家を対象に事業説明会が行われ、12年1月20日時点で約785haの申し込みがあった（当初の事業対象見込面積は576ha）。工事は農業公社が担当し、11年12月16日に開始され、12年1月17日現在の工事進捗状況はプラウ耕のみ約90～100haとなっている。しかし、農業公社の施工能力では当初事業見込面積576haをも完了することは困難であり、施工協力をもらえる農家・業者を確保することが課題であるとしている。

11) この節の叙述は岩手県一関農林振興センター資料に基づく。

12) この節の叙述は岩手県一関農林振興センター資料に基づく。

先にも触れたように、12年4月からの飼料の暫定許容値の引下げを睨んで、一関市では同2月から全域・全牧草が利用自粛対象になった。この点からも、牧草地の除染対策はさらに重要性を増したと言える。

3 県内農地土壌の放射性物質濃度分布検査の結果

牧草地の除染対策とも関わるが、農林水産物の生産に関しては県内の農地の放射能汚染の状況も把握しておく必要がある。これに関して、岩手県は農林水産省と連携して、県内全市町村160地点で（県南は調査地点が多く設定された）、水田・普通畑から土壌（深さ0～15cm）を採取して、農地土壌中の放射性物質の測定検査を実施した。

2012年1月18日に発表された速報値によると、検出された放射性セシウム濃度の最大値は756Bq/kg（一関市）、最小値は不検出であり、160地点すべてで水稲の作付制限の現在の判断基準である5000Bq/kgを下回った。稲における土壌から作物への放射性セシウムの移行係数を0.1とすると、最大756Bq/kgという結果は、12年4月からの一般食品の放射性セシウム暫定規制値の100Bq/kgへの引下げに対応できるものである。

ただし、検出値の大きさには地域差が明確にあり、県北西部、県北東部が低いのに対して県南は概して高い。200Bq/kgを上回った地点に着目すると、それらは奥州市、一関市、陸前高田市に限定される。とくに一関市は、検査対象40地点中で200Bq/kg未満は5地点のみで、200Bq/kg台が10地点、300Bq/kg台が16地点、400Bq/kg台が5地点、500Bq/kg台が1地点、600Bq/kg台が2地点、700Bq/kg台が1地点と、全体的に高い値になっている。

今まで見てきたように、県南、とくに一関市は、県の農林水産物検査において放射性セシウム濃度が暫定許容値・暫定規制値を超えたり、超えない場合でも県内他地域に比較すると高い結果になっているが、農地土壌の放射性物質濃度の測定結果はこれと符合している。

VI 東京電力への損害賠償請求をめぐる動向

以上見てきたように、福島原発事故による放射能汚染は、県南を中心として岩手県内の農林水産業に多大な被害を与えている。

これに対して、岩手県の農協系統は、原発事故の直接的責任者である東京電力に損害賠償の請求を行っていくため、2011年7月19日に「JAグループ東京電力原発事故損害賠償対策岩手県協議会」を設立した¹³⁾。同協議会は、原発事故で損害のあった農業者を組合員とする各農協、県農協中央会及び各農協連合会、農林中央金庫で構成され、損害の取りまとめ、損害賠償に係る東京電力との請求・交渉和解の締結等、和解金の分配、を行うことを目的としている。

同協議会は、損害賠償請求に当たっては請求者側にその合理性の挙証責任があるとして、各農協・連合会等に対して、現時点で被害が発生しているかどうかにかかわらず、組合員への、現金出納帳、請求書・納品書、出荷明細、営農日誌等の書類整備についての指導を求めるとともに、損害賠償額算出のために、出荷停止や利用自粛などの行政措置への対応による損害も含めた、各品目ごとの請求額の算定方法を示した。

13) この項の叙述は同協議会資料に基づく。

各農協・連合会等はこれに基づいて請求額を算出し、県協議会はこれを取りまとめて東京電力に損害賠償請求を行っている。請求は12年2月まで5次（11年9月・10月・11月、12年1月・2月）に及び、請求額は、第1次請求2945万円（全額が牧草に係るもの）、第2次請求10億1353万円（肉牛9億6163万円、牧草2656万円、稲わら164万円、検査費用2371万円）、第3次請求11億7096万円（肉牛9億2971万円、子牛1億4114万円、廃用牛2414万円、牧草2261万円、稲わら149万円、乾しいたけ4748万円、検査費用262万円、営業損害90万円、就労不能86万円）、第4次請求19億6425万円（肉牛16億4600万円、子牛8496万円、廃用牛9416万円、牧草7287万円、稲わら340万円、乾しいたけ1398万円、検査費用935万円、営業損害3954万円）、第5次請求6億1011万円（肉牛4億6483万円、子牛3113万円、廃用牛7712万円、牧草2614万円、稲わら350万円、検査費用646万円、営業損害93万円）、の合計47億8830万円であり、肉用牛・子牛・廃用牛・牧草・稲わらという、牛に係る損害がほとんどを占めている。

Ⅶ おわりに

福島原発事故による岩手県内の農林水産物の放射能汚染については、2012年3月上旬時点において暫定許容値・暫定規制値を超える生産物こそあまり出ていないものの、県南を中心として放射性セシウムは検出されて続けていて、収束には程遠い状況にある。また、汚染された稲わらや牛ふん堆肥の処理についてもまだ展望が見えていない。

そのような中での、12年4月からの一般食品の放射性セシウム暫定規制値の100Bq/kgへの、牛乳のその50Bq/kgへの引下げは、とくに県南の農林水産物の生産・販売に深刻な影響を与えることになるだろう。すでに、暫定許容値引下げを睨んだ牧草の利用自粛は県南の畜産農家に多大な負担を強いるものになっているのである。

放射性物質の性質上、そもそも農林水産物の放射能汚染に「安全基準」なるものが存在し得ない以上、国民の健康・安全を保障する観点から、時間の推移とともに暫定許容値・暫定規制値を超える農林水産物が減少するのに合わせて暫定許容値・暫定規制値を引き下げていくことは当然である。しかし、引下げに当たっては、これに伴う生産者の負担・損害に対して、原発事故の直接的責任者である東京電力による損害賠償は当然のこと、国もこの全面的補償に責任を持つ必要がある。さらに、農地の除染対策など農業生産基盤に関わる放射能対策もいっそう行っていくことが求められる。

また、農林水産物を購入する消費者について言えば、少なくとも、放射性物質が実際に検出されていないにも拘わらず「かつて放射性物質が検出された地域」というだけで当該地域の農林水産物を拒否する態度は控えるべきであろう。安易な拒否反応は同地域の農林水産業・地域経済をいっそう厳しい状況に追い込むことになるからである。ただし、かなりの低濃度であっても自然界での濃度以上の放射性物質が検出された場合、消費者がその農林水産物を拒否しても非難はできないだろう。放射能汚染に「安全基準」は存在せず、低濃度であっても「安全」とは言い切れないからである。したがって、いわゆる「風評被害」についても東京電力や国は十分な対応を行う必要がある。

そして、今後の展望において決して避けて通ることができないのは、今回、ひとたび事故が起きると甚大な被害を出し、収束の方向性さえも見えないものになることが明らかになった原子力発電所の稼働を、これからも認めるのかどうか、ということであろう。

(2012年4月9日受理)